



2020年7月31日

各位

会社名 オンキヨー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大 舩 宗 徳
(JASDAQ・コード6628)
問合せ先
役職・氏名 取締役 林 亨
電話番号 06-6747-9170

包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに 主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ

当社は、2020年7月31日付の当社取締役会決議によりEVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)との間で、株式発行プログラムの設定に係る契約(以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。)を締結することについて決定いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、2020年7月31日付の取締役会決議において、株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

さらに、本プログラムに基づく割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行により、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

I. 包括的株式発行プログラム (Straight-Equity Issue Program “STEP”)

1. 本プログラムの内容

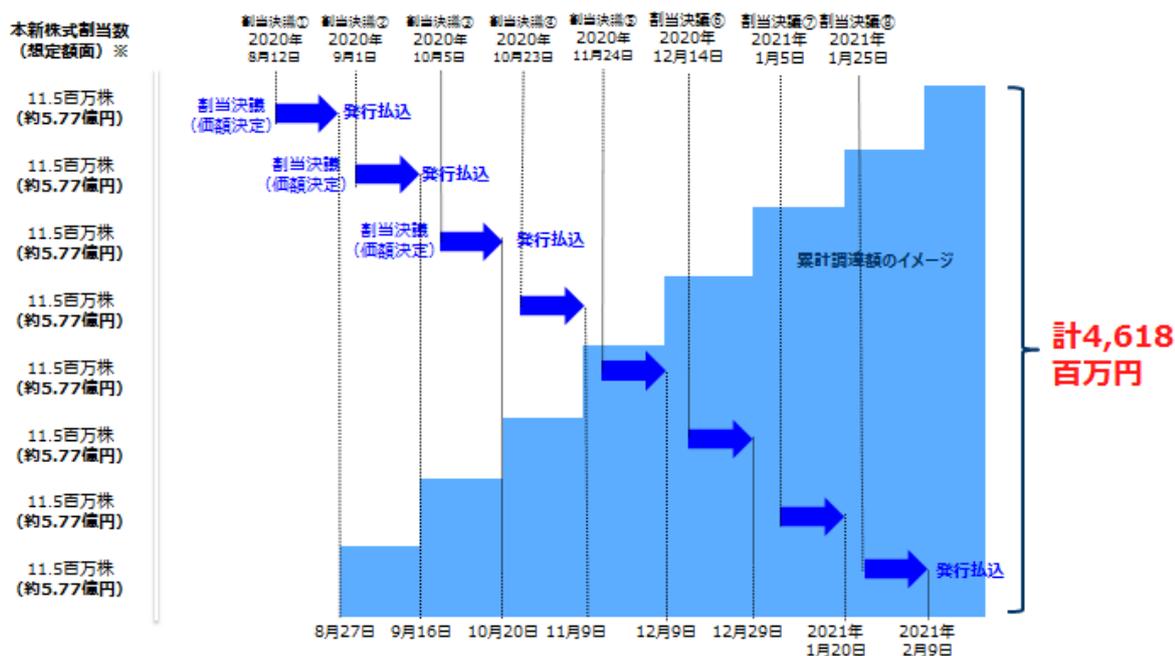
本プログラムは、当社が割当予定先との間で2020年7月31日付で締結する株式発行プログラム設定契約に基づき、総計92,000,000株の当社普通株式を上限として、割当予定先に対する第三者割当により発行することを可能とするものです。

本プログラムのもとで、割当予定先は、本プログラムに基づき当社普通株式の発行がなされた場合、原則これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。もっとも、下表に記載の第1回割当乃至第8回割当(以下、下表に記載の第1回割当乃至第8回割当により発行される株式を個別に又は総称して「本新株式」といい、本プログラムに基づく割当予定先に対する第三者割当による本新株式の発行を個別に又は総称して「本第三者割当増資」といいます。)の各割当が実行されるかどうかは、当該割当に係る割当決議日において割当制限事由(開示されている直近の監査済財務諸表(注)の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいいます。)が存在するかどうかにより左右されます。すなわち、当該割当に係る割当決議日において割当制限事由が存在する場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、当該割当に係る有価証券届出書を取り下げ、当該割当を行いません。その場合には、当社は再度当該割当に係る当社普通株式の発行を検討します。

本プログラムに基づき発行される当社普通株式の総数は最大で92,000,000株であり、第1回割当から第8回割当までの合計8回の割当により発行されます。2020年7月31日付の当社取締役会決議により、本プログラム導入及び以下の表に記載のとおり払込期日及び割当数量として、第1回割当乃至第8回割当に係る株式の発行が決議されております。なお、各回に係る割当決議日は、以下の表に記載のとおりです。各回の割当については、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の表に記載される各回の割当に係る割当決議日における当社取締役会決議(以下「割当決議」といいます。)によって、当該割当の発行条件が

確定し、当社と割当予定先との間で当該割当に係る第三者割当契約が締結されます。各回の発行価額は、割当決議日に先立つ3取引日の VWAP 平均値に 90%を掛けた金額の小数第2位を切り上げた金額となりますが、かかる価額の決定方法は、一時点の株価よりも、一定程度の期間において平準化された株価を用いることを割当予定先から希望され、当社としても数カ月間にわたっての大規模な資金調達であることから、各回発行価額は割当決議日前の平準化された株価を用いることが本プログラムの条件として合理性があると考えて採用いたしました。

	割当決議日	払込期日	割当数量
第1回割当	2020年8月12日	2020年8月27日	11,500,000株
第2回割当	2020年9月1日	2020年9月16日	11,500,000株
第3回割当	2020年10月5日	2020年10月20日	11,500,000株
第4回割当	2020年10月23日	2020年11月9日	11,500,000株
第5回割当	2020年11月24日	2020年12月9日	11,500,000株
第6回割当	2020年12月14日	2020年12月29日	11,500,000株
第7回割当	2021年1月5日	2021年1月20日	11,500,000株
第8回割当	2021年1月25日	2021年2月9日	11,500,000株



(注)「開示されている直近の監査済財務諸表」は、本新株式の全ての払込が完了するまでに、当社の有価証券報告書の提出が予定されていることから、更新されます。すなわち、2020年7月31日現在では、2019年3月期の監査済財務諸表を指しますが、当社の2020年3月期に係る有価証券報告書の提出以降は、2020年3月期の監査済財務諸表を指します。

2. 本プログラム導入の理由等

(1) 本プログラムによる資金調達の目的

本プログラムに基づく資金調達の目的は、下記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりであります。

(2) 本プログラムによる資金調達方法を選択した理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記のとおり、割当予定先から提案を受けた本プログラムによる資金調達手法（以下「本スキーム」といいます。）が、今後の事業運営を行う上で必要となる資金を、新株予約権等の株価推移や割当先の裁量によって行使が判断される手法と比べ高い蓋然性をもって調達することが可能となる点で企業の継続性と安定性に相当程度資する資金調達方法であるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制することができると考えております。本プログラムは8回に分割されて新株が発行されますが、資金調達を出来るだけ早く完了させるという観点からは、より少ない回数で全ての株式を発行する方が当社にとって望ましいものではあるものの、割当予定先からは、より少ない回数でかかる大きな数量の株式を引き受けることはリスク許容することが難しい旨聞いており、また、かかる大規模な株式発行をより少ない回数で引き受けることが可能な他の投資家の候補は現時点でおりません。そのため当社としては、本スキームは8回に分割された資金調達手法ではあるものの、相当程度高い蓋然性をもって今後の事業運営を行う上で必要となる資金調達が可能であり、当社が必要とする資金を調達する手法として適しているものと考えております。一方で、本スキームでは当初の決議により8回の新株発行を一連のプログラムとして条件（算式）まで決定し、開示もまとめて行うことから、個別の新株発行を8回行う場合と比較して、調達の蓋然性が高く、また必要となる期間及び費用の観点からも優れていると言えます。これらの理由により、当社が選ぶ現実的な選択肢の中で、本スキームが取引先への債務を早期に弁済する必要がある当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

また、第1回割当について、一般的な株式の第三者割当と異なり、発行決議日前取引日の終値を参照せず、本プログラムに基づき発行される当社普通株式に係る発行決議（以下「本発行決議」といいます。）の影響を織り込んだ上で価格決定がなされます。一般的に、株式の第三者割当は、発行決議日の直前日の終値を用いて発行価額の決定を行います。また、本日公表の当社決算短信（貸倒引当金計上による大幅な債務超過となったこと等を含む。）及び大きな経営体制及び方針転換は、株価に大きな影響を与え得るため、本来であれば当該公表後、しかるべき後に本第三者割当増資の発行決議を行うことが望ましいと考えられます。

しかしながら、割当予定先からは、かかる大規模な新株発行を引き受けるにあたり、本発行決議前の株価に基づいて決定された発行価額での引受は困難であることを聞いております。

上記の内容に加えて当社は、①当社のひっ迫した財務状況を改善するためには可能な限り速やかに調達を実現するための資金調達日程を組む必要があること、②重要な情報の開示を二度に分けることによる株式市場への影響を一度とし、債務超過解消のための施策についても同日に開示することが適切であること、③2020年3月期に債務超過となったこと、債務超過解消のための施策（大きな経営体制及び方針転換及び本第三者割当増資）は密接不可分であることから、同日に公表することが望ましいと考えております。

本第三者割当増資は大規模な希薄化を伴うため、1株当たり利益が希薄化し、株価へ下落圧力がかかることも考えられますが、当社のひっ迫した財務状況を考慮すると、財務基盤の強化は必要不可欠であると考えており、また現状、他の調達手法によって本新株式の発行による資金調達と同等規模を調達することは困難であると考えております。そのため、発行価額を本発行決議日以降の本第三者割当増資の影響が株価に織り込まれたタイミングで決定することは、最善の方法とは言い切れないものの、当社の現状を鑑みて、早急に大規模な調達が可能であることから一定程度の合理性があるものと考えております。

なお、第1回割当の価格決定は、下記資金調達の目的に記載の、当社グループの大きな経営体制及び方針転換の予定についても株価に織り込んだ上で価格決定を行うこととなりますが、当該予定は、当社が上場企業として存続し、事業の立て直しを図り、既存株主の皆様の利益を含めたステークホルダーのためにこれまでの経営方針の転換を図るものと考えておりますので、かかる観点からも発行決議日の直前日の終値ではなく、かかる施策の影響を株価に織り込ませた価格決定は、当社の実態を反映した価格決定として、一定程度の合理性を有するものであると考えております。

以上のことから、本新株式の発行にかかる決議を本日とし、発行価額は発行決議後の株価を織り込んだ上で価格決定をすることといたしました。

また、第2回割当乃至第8回割当については、本発行決議の日から相当の期間を経過してなされることから改めて発行価額を決定することは必要なことであると判断しております。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

1. 蓋然性の高い資金調達
本プログラム(対象となる普通株式92,000,000株)は、原則割当先が引き受ける意向を有していることにより、原則として2021年2月9日までに全て発行され、必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となります。
2. 最大交付株式数の限定
本プログラムにより発行される当社普通株式数は92,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。
3. 株価上昇時の調達額増額
本プログラムは各割当における発行価額がその時の時価に応じて決定されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額される可能性があります。
4. 希薄化発生時期の分散
本プログラムでは8回に分けて新株が発行されるため、一度に大規模な希薄化を起こさず、その時期を分散させることができ、市場に与える影響を抑えることができます。
5. 発行時期が原則固定されていること
本プログラムにおいては、原則として本日開示したとおりの日程にて新株が発行されます。その為、新株予約権等による新株の発行時期が不確定なスキームと比較して、発行タイミングの透明性は高いと考えられます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達はできない
本プログラムの特徴として、8回に分けて、発行価額に発行の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本プログラムの導入当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 資金調達額が減少する可能性
本プログラムは各割当における発行価額がその時の時価に応じて決定されるため、株価が下落した場合には資金調達額が減少する可能性があります。その場合、遅延債務への充当が予定通り進むことが困難になり、取引先との関係性について今以上に悪化し当社の生産及び販売体制に支障が生じることも予想されます。また、発行価額の確定が、発行決議日後となる割当決議日に行われることにより、本件一連のファイナンスが実行された場合の大規模希薄化情報を取り込むことになることが予想されるため、当該情報の影響による株価の下落等により、発行決議日前取引日及び発行決議日における株価(終値)との間で乖離が起きる可能性(例えば、発行決議日前取引日終値の90%を下回る可能性)があります。なお、割当予定先は原則、引受意向を有しておりますが、当社株式が上場廃止になる等の場合には、引受しない場合も考えられます。
- ③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が取得した株式は市場外での相対取引の売却先が存在する場合を除き、原則市場で売却される予定です。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ⑤ 2回目以降の割当が行われない可能性
第2回以降の割当については、当社がインサイダー情報を保有している場合等の割当制限事由が存在する場合には、かかる回数の割当が行われず、資金調達額は減少します。

(4) 他の資金調達方法との比較

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、既存株主の参加率が不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資（一度に発行）

第三者割当によって一度に新株を発行する調達手法は、当社にとって有効な方法となり得ますが、現実的にそのような手法で、本スキームと同規模の金額を引受ける投資家を見つけることは困難であると考えており、また実際にも見つけられておりません。

② 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行当初に資金調達が可能となるものの、その全額が当初負債となり、その後の転換状況も株価に依拠することとなります。株価の状況等により行使が進まなければ、負債であるため、当社の財務の健全性を害すること、営業活動によるキャッシュ・フローからの返済が現時点で見込めないことから今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となり、当社の財務の健全性を害するだけでなく、現状では営業活動によるキャッシュ・フローからの返済が見込めないため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

⑥ MSCB等

本スキームは、一定期間において当社の株価に連動して株式の発行価額が決定される点において、経済的にMSCB等と類似しております。しかしながら、MSCB等は株価が下限行使価額を下回った場合には行使が期待できず、また、MSCB等の行使の判断は原則、割当先の裁量であり、また行使の時期についても不透明であるため、予め発行時期を決定している本スキームの方が今回の資金調達方法として適当であると考えております。

下記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 2. 募集の目的及び理由」のとおり、当社にとって、本プロ

グラムに基づき調達する資金は、支払いが遅延している営業債務の支払いを迅速に行い、早急な事業活動の立て直しを図ることで財務基盤の強化を行うことを目的とするものであり、これをできる限り確実に推進するためには、蓋然性の高い資金調達手法をとる必要があります。当社としては、資金調達の蓋然性に重点を置いて様々な手法を検討してまいりました。

このような中で、割当予定先から本プログラムに基づく当社普通株式の第三者割当による資金調達の提案を受け、上記に記載した各資金調達手法のメリット・デメリットも勘案した上で、本プログラムによる資金調達の実施を決定しました。なお、当社は、割当予定先以外の証券会社又は投資家候補者からは、当社普通株式の発行による資金調達の具体的な提案は受けておりません。

本プログラムの内容については、割当予定先と当社との間の真摯な協議を通じて決定されました。具体的には、92,000,000株の当社普通株式の割当株数総数は、希薄化の規模や既存株主への影響度を勘案しながら、当社の現在の株価水準を前提とした場合に、下記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した資金調達目的を達成するために適切な株式数として、当社の要望に基づき設定されました。他方、下記「4. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本プログラムを通じて発行される当社普通株式の保有方針については短期保有目的であり、割当予定先は取得した当社普通株式を市場もしくは市場外の相対取引等で売却することを前提としているとのことです。そのため、割当予定先としては、1回の割当で保有することになる当社普通株式の数は、当社の株価にできる限り影響を与えず、無理なく市場等を通じて売却することができる数量であることが必要であるとのことでした。そこで、割当予定先と当社とは、その協議を通じて、現在の当社普通株式の流動性等を勘案し、約7か月間という期間で資金調達を完了させる代わりに、割当予定先の要望を反映して8回に分割して割当を行うことを決定いたしました。なお、株価の下落により、調達額が減少した場合には、不足額の手当の手法につき、再度検討する必要があります。

3. 本プログラムの概要

(1) 対象株式	当社普通株式
(2) 対象株式数	最大 92,000,000 株
(3) 発行価額	各割当に係る割当決議日の前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）
(4) 割当数量	各回 11,500,000 株、計 8回
(5) 割当予定先	EVO FUND

※ 各割当に係る割当決議日において割当制限事由が存在する場合には、当社は当該割当に係る割当決議を行うことはできません。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④ 組 成 目 的	投資目的
⑥ 組 成 日	2006年12月

⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約37.6百万米ドル	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 約 50% EVOLUTION JAPAN 株式会社 約 50% (上記合計は 100%であり、EVOLUTION JAPAN 株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ 100%です。) 純資産：自己資本 100%	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9 億 9405 万 8875 円
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド 代 表 者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当 社 と 国 内 代 理 人 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2020年3月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先である EVO FUND 並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索したところ、該当がない旨を確認いたしました。また、EVO FUND からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の写しの提出を受けております (原本は追って受領予定)。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ (東京都港区赤坂二丁目8番11号4階、代表取締役 羽田寿次) に EVO FUND 並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等との関連を確定する情報は確認されなかった旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行以降、複数回にわたり EVOLUTION FINANCIAL GROUP (Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、EVO FUND 等を含む、マイケル・ラーチ氏が出資しているグループ) を割当先とした資金調達を行ってまいりました。また、直近では、2020年6月5日に新株式の発行 (前回 D E S) を、他の割当先4者と併せて、割当予定先に対して実施いたしました。

上記のとおり、EVOLUTION FINANCIAL GROUP のファンドから、継続的に資金調達を実施しており、2020年6月5日の新株発行以降も、上述の過去案件のアレンジャーであった EVOLUTION JAPAN 証券株式会社に対して、資金調達手法について相談してまいりました。その結果、2020年7月に、本新株式の発行による資金調達に関する提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。かかる割当予定先については、上述のとおり当社の過去の資金調達に関する複数の実績をもつことから妥当であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) であります。割当予定先は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社 (東

京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 宮下和子) から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、最終的な出資者としてはマイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の100%子会社であります。

(注) 本新株式に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則) の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としており、取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、市場動向に応じて適宜本新株式を、売却先を見つけることができた場合には市場外での相対取引で売却し、そうでない場合には市場内で売却していく予定である旨を口頭にて確認しております。また、市場状況次第ではあるものの、本プログラムにおける1回当たりの割当株式数は原則として、次回の割当までの期間に処分される可能性が高いと聞いております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本新株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

なお、本新株式の発行に伴い、新規に株券貸借を実施する予定はありません。

II. 第三者割当による新株式発行

1. 募集の概要

本プログラムにおける一連の第三者割当(第1回割当乃至第8回割当)による本新株式の発行は、上記「I. 包括的株式発行プログラム (Straight-Equity Issue Program “STEP”) 1. 本プログラムの内容」に記載の株式発行プログラム設定契約に基づいて行われるものです。第1回割当から第8回割当の概要は下記のとおりです。

(1) 第1回割当

(1)	割 当 決 議 日	2020年8月12日
(1)	払 込 期 日	2020年8月27日
(2)	発 行 新 株 式 数	普通株式 11,500,000 株
(3)	発 行 価 額	未定
(4)	資 金 調 達 の 額	未定
(5)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(6)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(7)	そ の 他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

(注) 1. 第1回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第1回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第1回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第1回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。

3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年8月6日、2020年8月7日及び2020年8月11日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(2) 第2回割当

(1)	割 当 決 議 日	2020年9月1日
(2)	払 込 期 日	2020年9月16日
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式 11,500,000 株
(4)	発 行 価 額	未定
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	そ の 他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第2回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第2回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年8月27日、2020年8月28日及び2020年8月31日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(3) 第3回割当

(1)	割 当 決 議 日	2020年10月5日
(2)	払 込 期 日	2020年10月20日
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式 11,500,000 株
(4)	発 行 価 額	未定
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	そ の 他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第3回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第3回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第3回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第3回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年9月30日、2020年10月1日及び2020年10月2日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(4) 第4回割当

(1)	割当決議日	2020年10月23日
(2)	払込期日	2020年11月9日
(3)	発行新株式数	普通株式 11,500,000株
(4)	発行価額	未定
(5)	調達資金の額	未定
(6)	募集方法	第三者割当の方法による。
(7)	割当予定先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第4回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第4回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第4回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第4回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年10月20日、2020年10月21日及び2020年10月22日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(5) 第5回割当

(1)	割当決議日	2020年11月24日
(2)	払込期日	2020年12月9日
(3)	発行新株式数	普通株式 11,500,000株
(4)	発行価額	未定
(5)	調達資金の額	未定
(6)	募集方法	第三者割当の方法による。
(7)	割当予定先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第5回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第5回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第5回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第5回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年11月18日、2020年11月19日及び2020年11月20日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(6) 第6回割当

(1)	割当決議日	2020年12月14日
(2)	払込期日	2020年12月29日
(3)	発行新株式数	普通株式 11,500,000株
(4)	発行価額	未定

(5)	調達資金の額	未定
(6)	募集方法	第三者割当の方法による。
(7)	割当予定先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第6回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第6回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第6回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第6回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年12月9日、2020年12月10日及び2020年12月11日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(7) 第7回割当

(1)	割当決議日	2021年1月5日
(2)	払込期日	2021年1月20日
(3)	発行新株式数	普通株式 11,500,000 株
(4)	発行価額	未定
(5)	調達資金の額	未定
(6)	募集方法	第三者割当の方法による。
(7)	割当予定先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第7回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第7回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第7回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第7回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2020年12月29日、2020年12月30日及び2021年1月4日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

(8) 第8回割当

(1)	割当決議日	2021年1月25日
(2)	払込期日	2021年2月9日
(3)	発行新株式数	普通株式 11,500,000株
(4)	発行価額	未定
(5)	調達資金の額	未定
(6)	募集方法	第三者割当の方法による。
(7)	割当予定先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

- (注) 1. 第8回割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は、第8回割当に係る割当決議を行わず、その時点で第8回割当に係る有価証券届出書を取り下げます。
2. 当社と割当予定先との合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、第8回割当に係る有価証券届出書を取り下げた上で新規に有価証券届出書を提出します。
3. 発行価額は、本プログラムに基づき、2021年1月20日、2021年1月21日及び2020年1月22日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%（小数第2位切上げ）とする予定です。

2. 募集の目的及び理由

(募集の目的及び理由)

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。上記「I. 包括的株式発行プログラム (Straight-Equity Issue Program “STEP”) 2. 本プログラム導入の理由等 (2) 本プログラムによる資金調達方法を選択した理由」に記載されるように、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を実現するという観点から当社として最良の選択と判断し、本第三者割当増資により資金調達を行うものであります。

(資金調達の目的)

当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

2019年5月には、市場の縮小傾向が継続するホームAV事業に関して、グローバル規模で再編し、オンキヨーブランドの価値向上及び競争力を強化するべく、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡することを決議いたしました（以下、当該譲渡を「本事業譲渡」といいます。）。当社は、本事業譲渡を早急かつ確実に進めることで当社グループの事業環境を改善し、ブランドライセンスによる安定的な収入を得るとともに、今後当社の主軸事業となるOEM (Original Equipment Manufacturing: 相手先ブランド製造) 事業とDL (Digital Life: モバイル機器を中心とした事業) 事業を強化することが、業績改善及び企業価値向上のために重要であると認識しておりました。

しかしながら、本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、本事業譲渡に係る譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに本事業譲渡が完了する目途が立たないこと、また、そのような状況の中、譲渡契約に今後も互いに拘束されるのは得策ではないと判断したことから、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたしました。本事業譲渡の中止により、営業債務の支払い遅延の状況は改善することができず、一部取引先からの支払い遅延についての了承を得ることができていないため、生産の縮小及び停止を

せざるを得ない状況となっております。

本事業譲渡の完了に遅れが生じてきた 2019 年 8 月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社 SBI 証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 代表取締役社長：高村 正人）に対する第三者割当による第 7 回新株予約権の発行を決議し、2019 年 9 月 9 日以降、第 7 回新株予約権の行使が順次行われ、約 1,300 百万円の資金調達を行いました。2019 年 11 月末時点で依然として 6,162 百万円の営業債務の支払い遅延が存在している状況でした。

このような状況に鑑みて、2019 年 11 月にホーム A V 事業に関わる国内従業員の約 30%に相当する 100 人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により 2020 年 3 月期第 4 四半期から年間約 1,000 百万円（見込額）の固定費の削減、さらに不採算モデルの削減やこれに伴う 2021 年 3 月期以降の開発費の削減で年間約 750 百万円（見込額）の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しております。2021 年 3 月期第 1 四半期において、前年対比約 700 百万円の固定費削減の見込みが出て来ております。中長期的な観点からも不採算モデルの削減及び関連する固定費の削減に取り組んでいるため、当該合理化策によって今後も当社業績改善の効果が見込めるものと考えております。

ただし、これらの合理化策による費用の削減効果や下記で詳述する資産を有効活用した資金調達は相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社から、2019 年 12 月 25 日付で総額 500 百万円の借入（以下「本当初借入」といいます。）を行うとともに、2019 年 12 月 27 日付プレスリリース「第三者割当による新株式、第 6 回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第 9 回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」（以下「2019 年 12 月 27 日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、EVO FUND を割当予定先とする新株式（以下「前々回発行株式」といいます。）、第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）、EVO FUND との間における、前々回発行株式の発行に関する株式発行基本契約の締結並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する買取契約の締結、並びに EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で無担保ローン・ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）の締結を、2019 年 12 月 27 日付で決議いたしました。

しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、当社事業をとりまく外部環境及び市場の変化は激しく、それに伴う、構造改革や合理化策を実施してもなお業績が改善できていない状況、さらには、2020 年以降の世界規模の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことによる当社株価の低下により、当初約 6,000 百万円を見込んでいた、前々回発行株式、本新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権による資金調達は、約 2,182 百万円の調達のみで留まってしまい、当初の予定どおり営業債務の解消を行うことができておりません。

さらに、2020 年 5 月には、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社からの本当初借入 500 百万円の弁済期日及びオーエス・ホールディング株式会社（東京都港区、代表取締役：大舘直人）からの借入金 361 百万円の弁済期日が差し迫っている中、経常収入も減少し、さらに資金が不足する事態となっております。

そこでまず、当社は、2020 年 6 月 4 日付で、当初行使価額（28 円）と実勢価額が著しく乖離していた第 8 回新株予約権について、残存していた 942,000 個全てを取得及び消却いたしました。この取得及び消却により、第 8 回新株予約権の行使により想定された希薄化は生じない見込みとなりました。

その上で、返済の目途が立っていない貸付金債権と、期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権について、2020 年 5 月 20 日付プレスリリース「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」（以下「2020 年 5 月 20 日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、2020 年 6 月 5 日付で EVO FUND を含む各債権者 5 者がこれを当社に現物出資し、デット・エクイティ・スワップ（以下「前回 D E S」といいます。）により株式を発行いたしました。これにより、861 百万円の有利子負債及び約 700 百万円の営業債務が圧縮されるとともに、資本が増強され、当該圧縮分の貸付金返済及び営業債務支払いのための資金負担がなくなり、当社グループの支払い遅延の債務額も減少することとなりました。

2019 年 12 月 27 日付プレスリリースで公表した各種エクイティファイナンス及び前回 D E S を行った結果、

2020年6月末時点において、営業債務（買掛金・支払手形・未払金合計）の金額は、2019年11月末時点と比較して4,190百万円の減少、借入債務は514百万円の減少となっておりますが、依然として、支払いが遅延している営業債務は5,968百万円存在しており、期日が到来していない通常の営業債務は2,902百万円存在しております。なお、2020年8月のみ、支払い遅延分への資金充当を優先した場合、通常の営業債務が若干遅延する可能性があります。9月以降は、通常の営業債務は経常収入で支払うことができる計画であるため、新たな支払い遅延は発生しない見込みです。なお、2020年8月のみ、支払い遅延分への資金充当を優先した場合、通常の営業債務が若干遅延する可能性があります。9月以降は、通常の営業債務は経常収入で支払うことができる計画であるため、新たな支払い遅延は発生しない見込みです。

上記のように、現在、当社は、営業債務の支払い遅延が5,968百万円存在している状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件についても支払タームの短縮及び出荷時での支払いを必要とするなどの変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失の規模が大きくなりつつあり、かかる販売機会損失の影響もあり、2020年3月期においては、売上高は21,808百万円と前年対比22,028百万円減となっております。これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たなくなる状況が差し迫っております。このような状況のなか、当社は2020年3月期において、当社AV事業の事業子会社オンキヨー&パイオニア株式会社（東京都墨田区横網一丁目10番5号、代表取締役：宮城謙二。以下「OPC社」という。）の米国向け販売代理店であるオンキヨーUSA社（18 Park Way Upper Saddle River, New Jersey 07458、CEO: Jason Sausto。以下「OUS社」という。）について、2019年10月にホームAV事業譲渡が中止された結果、米国向けの主要なAVレシーバーの製造工場の未払い債務を事業譲渡代金によって解消させることができなかったことにより、OPC社からの米国向けの商品出荷が大幅に減少しました。元々AVレシーバー市場が大幅に縮小傾向だったことによることに加え、前述の理由によりOUS社の業績が下期以降著しく悪化し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンによる影響にも追い打ちをかけられるかたちとなり、OPC社への営業債務が大幅に滞留している状況となっております。

当社の調査では、2020年3月期のOUS社の債務超過額が11百万USDに達し、2020年3月期におけるOUS社に対する当社グループの営業債権が4,961百万円であるのに対し、回収可能額が1,761百万円にとどまる試算のため、当社と致しましては3,200百万円を貸倒引当金に計上をせざるを得ない状況となりました。2019年3月末時点においてOUS社に対して貸倒引当金を266百万円計上しておりましたため、2020年3月期において2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上したことに加え、事業譲渡により解消を予定していた営業債務の支払遅延が継続したことにより、一部取引先から取引条件の見直しを要請され、生産を縮小・停止せざるを得ない状況が続いた上、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により生産工場の生産稼働が停止した影響により販売機会損失が想定以上に発生した結果、3,355百万円（見込額）の債務超過に陥り、2020年7月31日時点において、上場廃止の猶予期間に入る見込みとなりました。

2020年3月期における当社の事業状況は、各セグメントともに以下記載のとおり厳しいものとなりました。また、2021年3月期第1四半期の売上高については、約1,700百万円（対前年比72.5%減）と見込んでおります（決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。）

<AV事業>

AV事業における売上高は、日本国内において住宅メーカー向けのインストールビジネスが伸長したものの、全世界的なホームオーディオ市場の縮小や、主力事業のAVレシーバーの全世界的な低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、マレーシア生産工場の操業が停止した結果、AVレシーバーの出荷が大幅に遅延いたしました。さらに営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止せざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、売上高は前年同期比61.0%減収の11,605百万円となりました。

損益につきましては、構造改革や欧州子会社の事業譲渡による販売効率の強化が進んだものの、売上高減少

による売上総利益の減少が響き、前年同期比 3,384 百万円悪化の 1,600 百万円のセグメント損失となりました。

<デジタルライフ事業>

デジタルライフ事業における売上高は、欧州・国内ともに高付加価値のワイヤレスイヤホンが好調に推移し、さらに国内ではファッションブランドのサマンサタバサ、エイバックス株式会社と3社共同で製品開発を進めた「サマンサワイヤレスイヤホン」や、人気アニメのなどとのコラボモデルの販売が引き続き好調に推移いたしました。また、日本において代理店販売を開始した Klipsch 社のワイヤレスイヤホンも好調な販売をいたしました。

また、カスタムフィットインイヤーマニターシステムの商品の拡充を行い、最先端の当社のマグネシウムドライバを用いたモデルは、ミュージシャンやお客様から高い評価を頂き好調に推移しております。しかしながら、AV事業と同様に新型コロナウイルス感染症による生産委託工場の操業停止による生産減少の影響や、営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止せざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、売上高は前年同期比 46.2%減収の 3,626 百万円となりました。

損益につきましては、コラボモデルの販売増や、欧州子会社の事業譲渡による販売効率向上の利益効果はあるものの、売上高減少による売上総利益の減少が響き、前年同期比 1,048 百万円悪化の 901 百万円のセグメント損失となりました。

<OEM事業>

OEM事業における売上高は、基幹カテゴリの車載用スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカーが安定した販売を維持しております。

また、スマートフォンに同梱されたパイオニアブランドのイヤホンや、PC向けスピーカーの受注も好調に推移しております。さらにインド合弁会社の操業度改善による生産・販売が本格化いたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染症の影響によりインドや中国工場の生産が減少したことによる売上高の減少が影響し、売上高は前年同期比 10.8%減収の 6,575 百万円となりました。

損益につきましては、構造改革による固定費の削減や、インド合弁会社の生産移管が進んだことに伴う生産コストの改善があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少に伴う売上総利益の減少及び棚卸資産の評価損を計上したことにより、前年同期比 111 百万円改善の 267 百万円のセグメント損失となりました。

(注) 各セグメントの損失は、全社費用 2,576 百万円を調整額として反映前の数値を記載しております。

当社は、現状の解消・緩和に向けた取組みとして、本新株式の発行を行うものです。

なお、残存している第9回新株予約権については、2020年7月31日現在において、500,000個（10,000,000株相当）未行使であり行使価額は69円（2020年7月30日時点当社株価54円）となっておりますが、割当予定先からは当社株価が行使価額を上回る場合には積極的に権利行使する予定である旨を聞いております。

また、本第三者割当増資による資金調達に加え、当社としては従前より、保有する資産を有効活用した資金調達も行うべく交渉を続けております。具体的には、当社の持分法適用関連会社である S&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア ケダ州) について当社グループが保有する株式（簿価約 528 百万円）の売却に向けた他社との間の具体的な協議を進めており、その他保有の投資有価証券についても取捨選択した上で売却の方向も検討いたします。また、所有する三重県津市河芸の土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、営業債務の支払い遅延の解消のため、最大限の努力を継続しております。

さらに、当社としては、昨年からのホームAV事業を譲渡することを方針とし、現在に至るまで、複数の候補先と詳細な協議を行い、2021年3月期中に譲渡合意書を締結し、譲渡の対価をもって支払い遅延を大きく解消することを目指しておりましたが、現時点で、候補先との条件の合意には至っておりません。

当社としてホームAV事業の譲渡が成立しない状態では今後より厳しい状況に陥ることは容易に予想されることから、いち早く現状を改善させるため、当社グループ内の各事業の状況については、昨年末より改めて精査を始め、特に事業運営に係る諸経費である人件費、開発技術費、コールセンター・製品修理等の国内サービス費用、販売促進費用などの削減を検討したところ、すでに実施済みの合理化策において、前述の通り2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円（見込額）の固定費の削減、さらに不採算モデルの削減やこれに伴う2021年3月期以降の開発費の削減で年間約750百万円（見込額）の損益改善を目標としておりましたが、技術費（不採算モデルの開発費）や倉庫費といった諸経費の削減を当初予定よりも大幅に実施できることが判明し、2021年3月期では2020年3月期と対比して約60%減の年間約3,500百万円程度の固定費の削減が見込めることがわかりました。

このことから、当社グループの中でとりわけホームAV事業について、営業債務の支払い遅延を解消し、従来から強みのあったビジネスに注力することができれば、利益を確保できる体制が徐々に整いつつあることに加え、米国における販売代理店を現販売代理店から、米国Nasdaq上場のVOXXグループの11 Trading Company LLCに変更することになりました（2020年7月30日付で「米国における販売代理店契約締結のお知らせ」を公表済）。これにより、財務基盤の安定した新販売代理店との取引で、早期の代金回収により安定的な商品供給を実現し、同社の米国内の量販店、専門店との強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による売上拡大が見込まれ流通・販売面での体制強化を図れること及びスピーカーカテゴリにおいて米国で第1位のシェアを誇っているKlipschと当社製品の組み合わせや今後の商品共同開発によるシナジー効果が期待できることから、以下のように大きく方針転換、及びそのためのグループ再編を行うことといたしました。詳細については、本日付プレスリリース「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」をご参照ください。なお、現時点において、本日までに公表いたしましたプレスリリースや資料及び以下に記載の事実以外に何ら公表すべき決定事実はありません。

① ホームAV事業の中核事業化

ホームAV事業は、上記のとおり、これまでの固定費削減、開発費の削減、モデルの集約などの施策により、利益を確保できる体制が整ってきました。また、この事業への再注力を検討する中、2020年7月30日付プレスリリース「米国における販売代理店契約締結のお知らせ」のとおり、最大市場のアメリカにおいて、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができました。これにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれます。よって、今後は、外部への譲渡を模索することを止め、当社の中核事業と位置づけ、業績回復の柱とするべく事業戦略を推進してまいります。

② OEM事業、その他事業の資本提携等

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器（Vibtone）を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置付けてまいりました。

また、AIや産学連携による新ビジネス、e-onkyoによるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキヨーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

③ ホームAV事業を中心としたグループ再編

上記②を実現することを主目的に、ホームAV事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、A I、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、オンキヨー株式会社はオンキヨーホームエンタテインメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、それぞれの意思決定を迅速化し、事業戦略がより推進できる体制とし、OEM事業、その他事業の資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくします。

上記の経営体制・方針転換は、当社の状況改善において即効性のあるものではないため、効果が顕在化するまでは数か月かかるものと予想されることから、より即効性のある本プログラムでの調達資金は必要不可欠なものと考えております。なお、本プログラムによる資金調達は、株価の変動による影響も受けることが予想されるため、著しく株価の下降などが発生した際には、予定通りの資金調達が進まないことに合わせて、製品市場関係において著しい変化が発生した場合には、上記に記載の今後の当社成長戦略が予定通りに進まないことも予想されます。しかしながら、当社の現状を改善させるためには本プログラムが必要不可欠なものであることには違いないことから、当社は、現状の解消・緩和に向けた取組みとして、本新株式の発行を行うものです。

また、当社は、2020年7月に支払が必要となっている営業債務の弁済に充てるため、本ファシリティ契約に基づく個別借入れとして、2020年7月31日付で金200百万円の借入れ（以下「本件借入れ」といいます。）を行っています。本件借入れは2021年1月29日がその満期日ですが、当社が新株式の発行や当社が発行した新株予約権の行使等によって資金調達を行った場合には、その調達金額により期限前弁済をすることをその借入れの条件としているため、本第三者割当増資による調達資金を本件借入れの弁済資金に充当する予定です。

本件借入れの概要は以下のとおりです。

(本件借入れの概要)

(1) 借入先	EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社
(2) 貸付実行日	2020年7月31日
(3) 借入額	200百万円
(4) 満期日	2021年1月29日
(5) 金利	年率1.0%
(6) 期限前返済	当社の新株式の発行がなされた場合又は当社が発行した新株予約権の行使がなされた場合、当該発行又は行使に係る金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）までに、当該発行又は行使により当社が調達した資金の全額を本件借入れの弁済資金に用いて、借入先に弁済する。
(7) 担保の有無	無担保
(8) 資金使途	営業債務の支払い

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額（差引手取概算額）

本プログラムによって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）

① 本プログラムによる新株式の払込金額の見込総額	4,618,400,000円
② 発行諸費用の概算額	48,000,000円
③ 差引手取概算額	4,570,400,000円

(注) 1. 当社は、2020年7月31日において、第1回割当により発行される株式の他、上記「I. 包括的株式発行プログラム (STraight-Equity Issue Program “STEP”）」で詳述する第2回割当乃至第8回割当により発行される株式の発行についても決議しており、上記の金額は、第1回割当により発行される株式に係る払込金額に加え、これらの株式の発行に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ① 第1回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ② 第2回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ③ 第3回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ④ 第4回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ⑤ 第5回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ⑥ 第6回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ⑦ 第7回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
| ⑧ 第8回割当により発行される株式に係る払込金額の総額 | 577,300,000円 |
2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 上記本新株式の払込金額の総額は、本新株式の払込金額が、2020年7月30日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、各本新株式の発行条件を決定する取締役会決議において、当該取締役会決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定いたします。また、割当制限事由の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。

② 調達する資金の具体的な使途

本プログラムにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
1. 遅延している営業債務の支払い	4,370	2020年8月 ～2021年2月
2. 借入金の弁済	200	2020年8月
合計	4,570	

(注) 上記記載は、本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、上記「I. 包括的株式発行プログラム (Straight-Equity Issue Program “STEP”）」をご参照ください。本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額4,618,400,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額48,000,000円を差し引いた金額である4,570,400,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額4,618,400,000円は、2020年7月30日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額です。実際には、第1回割当から第8回割当の払込金額は、当該割当に係る本割当決議の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定され、当該払込金額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 遅延している営業債務の支払い

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（資金調達の目的）」に記載のとおり、2020年6月末時点における営業債務の支払い遅延が5,968百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響

響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、本第三者割当増資の各回で得る資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実に行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

② 借入金の弁済

当社は、本件借入れに基づく借入金 200 百万円の弁済を、本新株式の発行により調達した金額で行う予定です。もっとも、第 1 回割当の払込期日より前に第 9 回新株予約権が行使されて行使価額が払い込まれた場合、当該第 9 回新株予約権の行使による調達金額を本件借入れの期限前弁済に充当するため、かかる充当金額相当額については、本新株式の発行により調達した金額を本件借入れの期限前弁済に充当する必要がなくなります。

その場合、当社は、本新株式の発行により調達した金額のうち、本件借入れの期限前弁済に充当する必要のなくなった金額を、上記①の遅延している営業債務の支払いに充当します。

度重なるエクイティファイナンスに加え、大規模な希薄化を生じさせる本第三者割当増資が既存株主の皆様と与える影響が相当なものとなることは重々理解しているものの、それでもなお、当社の事業活動を継続していくためには本第三者割当増資による資金調達が不可欠であり、事業活動を立て直し上場会社として存続し続けることがなによりも株主の皆様の利益に資することであると判断から、本第三者割当増資を実施することといたしました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりで充当することで、遅延している営業債務の支払いを確実に実行していくとともに、債務超過解消に向けて資本を強化し財務基盤の安定を図る方針であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。本第三者割当増資は、当社の事業活動を立て直し上場会社として存続し続けることにつながるものであり、既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株式の各回の割当に係る発行価額は、各割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの 3 取引日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切上げ）として確定されます。発行価額決定の期間を 3 取引日とした点は、割当予定先から、一定程度の期間において平準化した株価を用いること、計 8 回の調達のスケジュールを出来るだけ短期間に実施することの双方を検討した結果として提案を受け、当社が受諾致しました。発行価額の確定が、発行決議日後となる割当決議日に行われることにより、本件一連のファイナンスが実行された場合の大規模希薄化情報を取り込むことになることが予想されるため、当該情報の影響による株価の下落等により、発行決議日前取引日及び発行決議日における株価（終値）との間で乖離が起きる可能性（例えば、発行決議日前取引日終値の 90%を下回る可能性）があり、また、希薄化を織り込んだ株価を基準に発行価額を算定することで、調達予定額が減少する可能性があるというデメリットが存在しますが、希薄化を織り込んでいない株価にて普通株式の第三者割当を引き受ける割当先を探すことは、現在の当社の状況に鑑みると困難であると考えており、希薄化を織り込んだ株価にて算定することを前提に、割当予定先から引受の意向をいただいております。割当予定先としては、本スキームによる資金調達による株価への影響を織込む前の株価で新株発行を引受けることは経済合理性の観点から困難であるとの説明を受け、当社としては、かかる株価決定タイミングを設定することにより、資金調達額が減少するリスクは存在しますが、普通株式の第三者割当を引受けいただける

投資家を探すことは困難であると考えられることから、妥当であるものと判断しました。そのため、当社の必要とする資金調達を達成するために、上述の価格算定方法にて発行価額を算定することといたしました。また一般的に、行使価額修正条項付新株予約権においては、その発行価額を、発行決議日時点と条件決定日時点において算定し、うち高い価額を採用する手法等が採られておりますが、本新株式の発行は、払込金額が行使価額と比較して些少であり、行使価額が頻繁に修正されることで1株当たりの払込金額が時価と乖離しにくい行使価額修正条項付新株予約権と異なり、1株当たりの払込金額が割当決議日に確定するため、2つの時点と比較して高い価額を採用するという手法は、割当予定先にとって経済合理性がないため、現実的ではないものと考えております。

上記の事情に加え、発行価額の算定方法の決定にあたっては、当社は割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉いたしました。その結果、当社といたしましては、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、当社の業績動向、財務状況及び株価動向等を前提とすると、割当予定先が本第三者割当増資で保有することとなる当社株式の数量を前提に負担することになるリスクに一定程度の配慮をせざるをえず、また、資金調達の必要性、及び現時点において当社普通株式の第三者割当による資金調達方法を提案しているのが割当予定先のみであることを念頭におくと、協議交渉の中で示された割当予定先からの10%のディスカウントの要望を一定程度受け入れざるをえないものと判断し、上記の発行価額の算定方法といたしました。なお、第1回割当の価格決定は、上記資金調達の目的に記載の、当社グループの大きな経営体制及び方針転換の予定についても株価に織り込んだ上で価格決定を行うこととなりますが、当該予定は、当社が上場企業として存続し、事業の立て直しを図り、既存株主の皆様を含めたステークホルダーのためにこれまでの経営方針の転換を図るものと考えておりますので、かかる観点からも発行決議日の直前日の終値ではなく、かかる施策の影響を株価に織り込ませた価格決定は、当社の実態を反映した価格決定として、一定程度の合理性を有するものであると考えております。また、第2回割当乃至第8回割当については、本発行決議の日から相当の期間を経過してなされることから改めて発行価額を決定することは必要なことであると判断しております。

本新株式の発行は、当社の事業状況・財務状況を勘案しても、当社の業績改善及び企業価値向上の実現を目的としており、事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠に関し、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成22年4月1日）」（以下「第三者割当増資の取扱いに関する指針」といいます。）の遵守については、第1回割当乃至第8回割当のいずれも以下のとおり第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をした払込金額の算定根拠であるものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

第1回割当乃至第8回割当は、いずれも発行決議日（会社法199条第1項に基づく決議日）は2020年7月31日ですが、発行される株式の発行価額は、各割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）となるため、第三者割当増資の取扱いに関する指針に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として払込金額を算定しておりません。しかしながら、本新株式の発行は、いずれの割当も、割当決議日における取締役会の決議によって、最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から2週間の期間を空けた日としています。当社は、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な本新株式の発行の決定を行うこととし、さらに割当決議が実質的に本新株式の発行に係る取締役会決議に該当すると考えられる点も考慮し、払込期日を各割当決議日から2週間の期間を空けた日としたものであります。当社は、このような手続きを踏まえると、割当決議が実質的な「株式の発行に係る取締役会決議」に該当するものとして整理することが可能と考えており、発行価額を各割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）とすることは、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。したがって、当社は、第1回割当乃至第8回割当のいずれも第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。

本件に関し、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、上記の本新株式の発行手続きを踏まえた上で、第1回割当乃至第8回割当の払込金額は、いずれも当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、実質的な株式の発行に係る取締役会決議と考えられる各割当決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）としていることから、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をして決定されており、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。なお、各割当決議日に決定される払込金額について、当社の監査役から改めて意見を取得する予定です。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記「I. 包括的株式発行プログラム（Straight-Equity Issue Program “STEP”） 1. 本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大 92,000,000 株（議決権数 920,000 個）であり、2020年7月21日現在の当社発行済株式総数 96,768,294 株及び2020年7月21日現在の当社議決権数 957,402 個（いずれも2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮した数値です。以下同様です。）に対して最大 95.07%（議決権 96.09%）の希薄化が生じます。

また、第1回割当に係る本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は 11,500,000 株（議決権数 115,000 個）であり、2020年7月21日現在の当社発行済株式総数 96,768,294 株及び2020年7月21日現在の議決権数 957,402 個に対して 11.88%（議決権 12.01%）の希薄化が生じます。

なお、2020年7月31日以前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式 42,341,960 株（議決権 423,419 個）（いずれも2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮した数値です。以下同様です。）を上記本プログラムに基づく当社普通株式の発行による最大交付株数 92,000,000 株（議決権数 920,000 個）に合算した総株式数は 134,341,960 株（議決権数 1,343,419 個）であり、これは、2020年7月31日以前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年3月6日の当社普通株式の発行の直前（2020年3月5日時点）の当社発行済株式総数である 46,866,334 株（議決権数 458,383 個）（いずれも2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮した数値です。以下同様です。）の 286.65%（議決権総数に対し 293.08%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。しかし、本プログラムに基づく当社普通株式の発行は、上記「I. 包括的株式発行プログラム（Straight-Equity Issue Program “STEP”） 1. 本プログラムの内容」に記載のとおり、第1回割当乃至第8回割当の計8回に分けて行われ、いずれの割当も、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から2週間の期間を空けた日としており、その結果、各回の全ての発行が終わるまでに約7ヶ月の期間がかかります。すなわち、本第三者割当増資は、発行決議自体は全て同日に行われるものの、各割当決議日における確定を経ることを踏まえて各回の申込期間及び払込期日が設定されているものであり、また、本第三者割当増資によって一度に 286.65%（議決権総数に対し 293.08%）

（小数第3位を四捨五入）の希薄化が生じるものではありません。第1回割当乃至第8回割当について、各回割当が予定どおり実施された場合における、各割当により発行される当社普通株式 11,500,000 株に各割当前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式数（予定）を合算した総株式数を、各割当決議日以前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い発行（予定）の直前における発行済株式総数（予定）で除した株式数ベースでの希薄化率は下表（当社算定による参考値）のとおりです。

	第1回 割当	第2回 割当	第3回 割当	第4回 割当	第5回 割当	第6回 割当	第7回 割当	第8回 割当
希薄化率	114.88%	104.99%	97.61%	114.93%	59.42%	71.30%	83.19%	95.07%

このように、本プログラムに基づく当社普通株式の発行の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。しかしながら、本プログラムによる資金調達により取得した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使

途及び支出予定時期」に記載の用途に充当することで、営業債務の支払い遅延の解消を進め、事業を継続させ、最終的には既存株主様の利益を守ることが期待できること等から、本プログラムによる一連の第三者割当増資による希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は2,636,179株であるところ、本プログラムに基づく発行株式数の上限である92,000,000株を、本プログラム期間である130取引日で行使売却するとした場合の1取引日当たりの株数は707,692株（直近平均6ヶ月平均出来高の26.8%）であるため株価に与える影響は相当に大きなものとなっております。なお割当予定先は本プログラムに基づき取得した株式を市場のみならず市場外での相対取引を活用して売却していく意向である旨聞いております。

また、本プログラムの実施により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることになります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の鈴木健太郎氏（柴田・鈴木・中田法律事務所）並びに当社社外監査役である西浦孝充氏及び石本慎一氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当増資に関して、その必要性及び相当性について慎重に審議いただき、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

上記「I. 包括的株式発行プログラム（STraight-Equity Issue Program “STEP”） 4. 割当予定先の選定理由等 （1）割当予定先の概要」をご参照ください。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「I. 包括的株式発行プログラム（STraight-Equity Issue Program “STEP”） 4. 割当予定先の選定理由等 （2）割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

（3）割当予定先の保有方針

上記「I. 包括的株式発行プログラム（STraight-Equity Issue Program “STEP”） 4. 割当予定先の選定理由等 （3）割当予定先の保有方針」をご参照ください。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2020年6月30日時点における現金・有価証券等の資産及び借入等の残高報告書を確認したところ、同日時点における現金残高は第1回割当にかかる本新株式の払込金額に不足しております。しかしながら、割当予定先は、複数の有価証券を含むポートフォリオから、適時に当社の必要とする金額を現金化することで柔軟な資金手当てをしているところ、上記の残高報告書によれば2020年6月30日時点の現金化可能な有価証券の残高は第1回割当にかかる本新株式の払込金額を大きく上回っており、過去の全ての案件においてスムーズに払込が完了していることから、払込期日において第1回割当にかかる本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。加えて、割当予定先は、上述のとおり保有方針であり、8回分の割当金額を1度に出資するわけではないため、株式の引受と売却を繰り返し行うことにより、一度に多額の資金を要しないものと考えております。また、割当予定先の資産残高は、複数回分の払込金額相当になっていることから、売却を円滑に行うことが厳しい状況においても、払込は十分に可能であると考えております。

（5）株券貸借に関する契約

本新株式の発行に伴い、新規に株券貸借を実施する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2019年7月21日現在）	
株主名	持株比率（%）
GRANDSUN INTERNATIONAL TECHNOLOGY CO., LIMITED	3.72%
パイオニア株式会社	2.24%
堀場 弘道	1.04%
中村 貴嗣	0.98%
寺岡 聖剛	0.93%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	0.79%
今西 弘康	0.56%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	0.55%
野村証券株式会社	0.52%
日本証券金融株式会社	0.49%

- (注) 1. 「持株比率」は、2020年7月21日現在の株主名簿を基準として、2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮して記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による当期（2021年3月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本プログラムにおける一連の第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であることから、取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。

当社は、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当増資を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当増資に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、2021年6月開催予定の第11期定時株主総会までには相当の期間があること、また、臨時株主総会の開催を行う場合、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うところ、本年開催が予定されている計算書類の報告等に関する臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る事項を議案として追加することは、資金調達時期との関係で現実的ではないことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、上記「5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年7月31日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 当職らの意見

当職らは、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当増資に必要性・相当性が認められるとの結論に

至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

第2 意見の理由及び検討内容

本意見書は、本第三者割当を実施した場合の希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見として貴社として提出されるものである。当職らは、大規模な希薄化を伴う新株等の発行による資金調達の必要性・相当性の判断基準として確立されたものは本日時点において存在しないと理解しているが、①資金調達の必要性、②資金調達方法の選択理由・他の資金調達手段との比較、③発行条件の相当性を検討することが適当であると考えている。以下、検討する。

1. 資金調達の必要性

(1) 貴社の資金繰り状況と資金使途

昨年からの貴社の資金調達活動その他関連する活動をまとめると以下の通りである。

時系列	資金調達活動その他
2019年5月	ホームAV事業を、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループに対して、約8,175百万円にて譲渡することを決議（以下、「本ホームAV事業譲渡」という。）
2019年8月	株式会社SBI証券に対する第7回新株予約権の発行を決議（約1,300百万円を調達）
2019年10月4日	本ホームAV事業譲渡の中止を決議
2019年11月	各種合理化策の発表 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減見込み：ホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化 ▶ 年間約750百万円の損益改善見込み：モデル削減や2021年3月期以降の開発費の削減 ▶ 販売管理費の削減：拠点集約による固定費の削減
2019年12月下旬	1. EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社からの資金調達 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 総額500百万円の借入 2. EVO FUNDからの資金調達 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新株式の発行（合計3回） ▶ 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 ▶ 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行 3. EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社からの資金調達 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 無担保ローン・ファシリティ契約の締結
2020年6月4日	EVO FUND 保有に係る第8回新株予約権942,000個（残存していたもの全て）を取得及び消却
2020年6月5日	EVO FUND を含む各債権者による貸付金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を実施
2020年7月31日	上記無担保ローン・ファシリティ契約に基づく金200百万円の借入れ

上記のような継続的な取り組みにもかかわらず、貴社はなお、5,968百万円の支払遅延営業債務（買掛・支払手形・未払い金合計）を、2,902百万円の期日未到来の営業債務を負っている（2020年6月末時点）。上記に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、貴社における生産及び販売活動が限定されており、当初計画をしていた経常収入を得られていない。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調

達計画と支払い予定の明確化が強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生している。これにより、商品の供給不能による販売機会損失の規模が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たなくなる状況が差し迫っている。とりわけ、貴社 AV 事業の事業子会社（オンキヨー&パイオニア株式会社）の米国向け販売代理店（Onkyo U.S.A. Corporation）における未払営業債務が解消できておらず、新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンによる影響等もあって、営業債務が大幅に滞留している。このような事情もあり、貴社は現在債務超過に陥っており、上場廃止の猶予期間に入る見込みである。本新株式の発行は、上記のような状況の解消・緩和に向けた取組みとして行われるものである。

また、貴社は、営業債務の弁済のため2020年7月31日付で金200百万円の借入れを行うとのことであるが、本スキームに基づく資金調達を行った場合は、その調達金額により期限前弁済を行うことがその条件となっており、本第三者割当増資による調達資金は上記借入れの弁済資金に充当される。

(2) 検討

上記(1)記載の本第三者割当増資の理由・背景としての資金繰り状況と資金使途について不自然な点は見当たらず、結論として、資金調達の必要性は引き続き認められると考えられる。

(3) 小括

以上より、本第三者割当増資による資金調達の必要性は認められる。

2. 資金調達方法の選択理由・他の資金調達手段との比較

(1) 資金調達方法の選択理由

当職らがレビューした各資料及び当職らの質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本スキームの概要・選択理由・意義をまとめると以下の通りである。

① プログラム発行

貴社は、株式発行プログラム設定契約に基づく株式発行プログラム（以下、「本プログラム」という。）による資金調達手法（以下、「本スキーム」という。）が、今後の事業運営のための必要資金を新株予約権等と比べ高い蓋然性で調達可能となる点、株価に対する一時的な影響を抑制できると判断した（なお、貴社は、割当予定先以外の証券会社又は投資家候補者からは、貴社普通株式の発行による資金調達の具体的な提案は受けていない。）。

② 8回に分けた新株発行

本プログラムは8回に分割されて新株が発行される。確かに、資金調達を出来るだけ早く完了させる観点からは、より少ない回数で全ての株式を発行する方が望ましい。しかし、資金調達の必要性と割当予定先のリスク許容度（より少ない回数でかかる大きな数量の株式を引き受けることはリスク許容することが難しい）との兼ね合いにより、8回に分割された資金調達手法となったものである。

本件では、割当予定先におけるリスク許容度の調和の観点から、割当予定先の貴社株式の保有方針が短期保有目的であり、取得した株式を市場内での売却又は市場外でのブロックトレード等による売却を予定していることに照らすと、1回あたりの割当で割当予定先が保有することになる貴社普通株式の数を、貴社の株価への影

響を最小限に抑え市場内外での売却が可能となる数量とすることが望ましいという事情が認められる。割当予定先と貴社は、協議の上、現在の貴社普通株式の流動性等を勘案し、約7ヶ月間という期間で資金調達を完了させる代わりに、割当予定先の要望を反映して8回に分割して割当を行うことを決定した。これにより、(一度にまとめた新株発行を行う場合と比較し、株価変動リスクを押さえつつ株式の売却が可能となるという意味において)割当予定先における本件取組みに係るリスク許容度が大きくなり、貴社はより多額の資金調達が可能となった。

他方、本スキームでは当初の決議により8回の新株発行を一連のプログラムとして条件(算式)まで決定し開示もまとめて行うことから、個別の新株発行を8回行う場合と比較して、調達の蓋然性が高く、また、必要となる期間及び費用の観点で優位性がある。

③ 発行決議と割当決議

第1回割当について、一般的な株式の第三者割当と異なり、発行決議日前取引日の終値を参照せず、本プログラムに基づき発行される貴社普通株式に係る取締役会による発行決議(以下、「本発行決議」という。)の影響を織り込んだ上で価格決定がなされる。これにより、株価が下落した場合のリスクが減少し、割当予定先は大規模な株式発行を引き受けることが可能となる。なお、一般的な株式の第三者割当では、発行決議日の直前日の終値を用いた発行価額の決定が行われることに加え、貴社における債務超過並びに大きな経営体制及び方針転換が株価に大きな影響を与え得ることを踏まえ、本来であればこれら情報の公表後しかるべき後に本第三者割当増資の発行決議を行うことが望ましいともいえる。しかし、貴社は割当予定先から、本件のような大規模な新株発行を引き受けるにあたり本発行決議前の株価に基づいて決定された発行価額での引受は困難である旨伝えられている。また、(i)貴社のひっ迫した財務状況を改善するためには可能な限り速やかに調達を実現するための資金調達日程を組む必要があること、(ii)重要な情報の開示を二度に分けることによる株式市場への影響を一度とし、債務超過解消のための施策についても同日に開示することが適切であること、(iii)2020年3月期に債務超過となったこと、債務超過解消のための施策(大きな経営体制及び方針転換及び本第三者割当増資)は相互に密接不可分であることから、同日に公表することが望ましいと考えられる。他方、貴社は、第1回割当について、決議後に株価が上昇した場合には、株価上昇のメリットを享受したうえで発行価額を決定できる(本第三者割当増資は大規模な希薄化を伴うため、1株当たり利益が希薄化し株価下落圧力が生じることも考えられるが、株価が上昇する可能性も否定できない。)そのため、発行価額を本発行決議日以降の本第三者割当増資の影響が株価に織り込まれたタイミングで決定することは、十分に合理性があるものと考えられる。

他方、第2回割当乃至第8回割当については、本発行決議の日から相当の期間を経過してなされることから、改めて発行価額等を決定するための割当決議が必要となる。

④ 本スキームのメリット及びデメリット

本スキームのメリット及びデメリットのうち主なものは以下の通りである。

[メリット]

A) 蓋然性の高い資金調達

本プログラム(対象となる普通株式92,000,000株)によれば、原則割当先が引き受ける意向を有していることにより、原則として2021年2月9日までに全て発行され、相当程度高い蓋然性をもって必要資金が調達可能となる。

B) 最大交付株式数の限定

本プログラムにより発行される貴社普通株式数は92,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定される。その為、希薄化率が当初予定より増加することはない。

- C) 株価上昇時の調達額増額
各割当における発行価額がその時の時価に応じて決定されるため、株価が上昇した場合には、資金調達額が増額される可能性がある。
- D) 希薄化発生時期の分散
8回に分けて新株が発行されるため、一度に大規模な希薄化を起こさず、市場への影響を抑制できる。
- E) 発行時期が原則固定されていること
原則として開示したとおりの日程にて新株が発行される為、新株予約権等による新株の発行時期が不確定なスキームと比較して、発行タイミングの透明性は高い。

[デメリット]

- AA) 当初に満額の資金調達はできない
8回に分けて、発行価額に発行の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされるため、本プログラムの導入当初に満額の資金調達が行われるわけではない。
 - BB) 資金調達額が減少する可能性
本プログラムは各割当における発行価額がその時の時価に応じて決定されるため、株価が下落した場合には資金調達額が減少する可能性がある。また、発行価額の確定が、発行決議日後となる割当決議日に行われることにより、一連のファイナンスが実行された場合の大規模希薄化情報を取り込むことが予想される。そのため、株価の下落等により、発行決議日前取引日及び発行決議日における株価（終値）との間で乖離が起きる可能性（例えば、発行決議日前取引日終値の90%を下回る可能性）がある。
 - CC) 割当予定先による貴社普通株式の市場売却により貴社株価が下落する可能性
割当予定先の貴社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であり、割当予定先が取得した株式は原則として市場で売却される。現在の貴社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による貴社普通株式の売却により貴社株価が下落する可能性がある。
 - DD) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という貴社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できない。
 - EE) 2回目以降の割当が行われない可能性
第2回以降の割当については、貴社がインサイダー情報を保有している場合等の割当制限事由が存在する場合には、かかる回数の割当が行われず、資金調達額は減少する。
- ⑤ 小括

以上より、貴社は多角的に検討の上で本スキームが現時点において最適な選択と判断したものと評価でき、当職らはかかる判断は合理的であると考えている。

(2) 他の資金調達手段との比較

当職らがレビューした各資料及び当職らの質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本スキームと他の資金調達手段との比較をまとめると以下の通りである。

① 公募増資

公募増資による新株発行はまとまった金額の資金調達を一度に実施できるという意味では貴社にニーズに最も合致するともいえるが、貴社の財務状況に照らすと引受証券会社の探索が困難である。

② 株主割当増資

株主割当増資では公募増資とは異なり希薄化懸念は払拭されるが、本件のように資金調達の緊急性・必要性が高い案件においては、資金調達の確実性が担保されず適当ではない。

③ 第三者割当増資（一度に発行するもの）

第三者割当増資による新株発行は資金調達の確実性は高く、また、まとまった金額の資金調達を一度に実施できるが、現実的に、本件と同規模の金額を引き受けてくれる投資家候補を見つけることは困難である。

④ 転換社債型新株予約権付社債（CB）

CB の発行は、発行時点で必要額を確実に調達できるメリットがある一方で、発行後の株価次第では転換が進まず貴社の負債として残存する期間が長くなり、最終的には償還が必要となる可能性が高く、財務の健全性を害するというデメリットがある。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを貴社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低く、今回の資金調達方法として適当でない。

⑥ 新株予約権無償割当（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行体が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行体はそのような契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがある。前者は、資金調達の一定の確実性が得られるものの、資金調達の完了までに長い期間を要する。また、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性が高い。他方、後者は、資金調達の蓋然性が不透明であることに加え、既存株主の参加率と払込金額のバランスによっては株価に大きな影響を与えかねない。

⑦ 普通社債発行又は銀行借入れ

普通社債発行又は銀行借入れによる資金調達の確実性は高く、また、ある程度まとまった金額の調達が期待できるが、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下及び今後の借入れ余力の縮小が懸念される。

⑧ MSCB 等

本スキームは、一定期間において貴社の株価に連動して株式の発行価額が決定される点で、経済的に MSCB 等と類似する。しかし、MSCB 等は株価が下限行使価額を下回った場合には行使が期待できず、また MSCB 等の行使の判断は原則、割当先の裁量であり、また、行使の時期についても不透明である。

⑨ 小括

これらの比較検討について、特に指摘すべき点はない。

3. 発行条件の相当性

(1) 本新株式の条件等

① 本新株式の発行形態について

一般に、資金調達の諸条件は資金調達者と資金提供者の交渉・協議を経て定まる。本件では、当事者間での協議を経て、約7ヶ月間で資金調達を完了させる代わりに、株式の発行を8回に分け1回あたりの発行株式数を1,150万株程度とすることが決定された。これにより、（一度にまとめた新株発行を行う場合と比較し、株価変動リスクを押さえつつ株式の売却が可能となるという意味において）割当予定先においてはリスク許容度が高まり、他方、貴社においてはより多額の資金調達が可能となる。

1, 150 万株程度という具体的な株数については、貴社株式の直近の出来高を考慮し、株価への影響をできるだけ抑えた形で市場内外での売却が可能となる数として提案された。

② 本新株式の発行価額について

資金調達目的で行われる株式会社の新たな株式の発行は、既存株主と新株主との間の経済的な利害対立を生じさせることから、新たに発行される株式の払込金額がこれを引き受ける者にとって特に有利な金額であれば、株主総会特別決議による承認が必要となる。一般に、払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、公正な金額を基準とし、著しく低い金額で発行されているかにより行われるが、貴社株式のように市場価格のある株式については、募集株式の効力発生日に最も近接した日の株式の市場価格を指すと考えるべきことになる。しかし、市場価格のある株式の場合、市場における需要と供給のバランスの問題から発行後に株価が下がることも想定される。そのため、資金調達の必要性和既存株主の経済的利益の保護の調和の観点から、時価を基準として払込金額を決める場合に時価をディスカウントした形で払込金額を決めることも合理的と考えられている（最判昭和 50 年 4 月 8 日民集 29 卷 4 号 350 頁参照）。この点、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成 22 年 4 月 1 日）」（以下、「日証協指針」という。）は、発行価額を発行決議の直前日の市場価格に 0.9 を乗じた額以上とすることを求めており、10%のディスカウントを許容している。但し、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均価額」をディスカウントする際の基準とすることも認めている。

本新株式の発行価額は、割当決議日である 2020 年 8 月 12 日、2020 年 9 月 1 日、2020 年 10 月 5 日、2020 年 10 月 23 日、2020 年 11 月 24 日、2020 年 12 月 14 日、2021 年 1 月 5 日及び 2021 年 1 月 25 日それぞれの直前取引日（同日を含む。）までの 3 取引日の各日において株式会社東京証券取引所が発表する貴社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切り上げ）とすることとされている。本件のこの取り扱いは、日証協指針に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として算定するものではないが、本新株式の発行は、いずれも割当決議日における取締役会の決議によって最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から 2 週間の期間を空けた日とされていることから、貴社は、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な本新株式の発行の決定を行うこととし、さらに割当決議が実質的に本新株式の発行に係る取締役会決議に該当すると考えられる点も考慮し、払込期日を各割当決議日から 2 週間以上の期間を空けた日としている。このように、割当決議が実質的な「株式の発行に係る取締役会決議」に該当することが可能と整理し、発行価額を、割当決議日の直前取引日（同日を含む。）までの 3 取引日の各日において株式会社東京証券取引所が発表する貴社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切り上げ）とすることで日証協指針の趣旨に一定の配慮をしたとのことである。

(2) 発行数量及び希薄化

貴社によれば、上記のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される貴社普通株式の数は最大 92,000,000 株（議決権数 920,000 個）であり、2020 年 7 月 21 日現在の貴社発行済株式総数 96,768,294 株及び 2020 年 7 月 21 日現在の貴社議決権数 957,402 個（いずれも 2020 年 7 月 22 日に効力が生じている貴社普通株式の株式併合を考慮した数値。以下同じ。）に対して最大 95.07%（議決権 96.09%）の希薄化が生じる。また、第 1 回割当に係る本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は 11,500,000 株（議決権数 115,000 個）であり、2020 年 7 月 21 日現在の貴社発行済株式総数 96,768,294 株及び 2020 年 7 月 21 日現在の議決権数 957,402 個に対して 11.88%（議決権 12.01%）の希薄化が生じる。なお、2020 年 7 月 31 日以前 6 ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された貴社普通株式 42,341,960 株（議決権 423,419 個）（いずれも 2020 年 7 月 22 日に効力が生じている貴社普通株式の株式併合を考慮した数値。以下同じ。）を上記本プログラムに基づく貴社普通株式の発行による最大交付株数 92,000,000 株（議決権数 920,000 個）に合算した総株式

数は132,341,960株（議決権数1,343,419個）であり、これは2020年7月31日以前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当による貴社普通株式の発行のうち最も古い2020年3月6日の貴社普通株式の発行の直前（2020年3月5日時点）の貴社発行済株式総数である46,866,334株（議決権数458,383個）（いずれも2020年7月22日に効力が生じている貴社普通株式の株式併合を考慮した数値。以下同じ。）の286.65%（議決権総数に対し293.08%）（小数第3位を四捨五入）にあたる。

しかし、本プログラムに基づく貴社普通株式の発行は、上記のとおり計8回に分けて行われるが、いずれの割当も、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から2週間の期間を空けた日とされている。その結果、各回のすべての発行が終わるまでに約7ヶ月の期間を要する。このように、本第三者割当増資は、発行決議自体は全て同日に行われるものの、各割当決議日における確定を経ることを踏まえて各回の申込期間及び払込期日が設定されており、また、本第三者割当増資によって一度に286.65%（議決権総数に対し293.08%）（小数第3位を四捨五入）の希薄化が生じるものではない。

下表は、第1回割当乃至第8回割当について、各回割当が予定どおり実施された場合における、各割当により発行される貴社普通株式11,500,000株に各割当前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された貴社普通株式数（予定）を合算した総株式数を、各割当決議日以前6ヶ月以内に払込みが行われた第三者割当による貴社普通株式の発行のうち最も古い発行（予定）の直前における発行済株式総数（予定）で除した株式数ベースでの希薄化率である。

	第1回 割当	第2回 割当	第3回 割当	第4回 割当	第5回 割当	第6回 割当	第7回 割当	第8回 割当
希薄化率	114.88%	104.99%	97.61%	114.93%	59.42%	71.30%	83.19%	95.07%

(3) 小括

上記(1)(2)に関する貴社の説明に不自然な点は見当たらず、貴社は、上記3(1)①の通り割当予定先のリスク許容度と貴社の資金調達の必要性の観点から、本新株式の発行形態を検討・決定したものと認められる。また、上記3(1)②の通り、貴社は、日証協指針の趣旨に一定の配慮をして本新株式の発行価額を検討・決定したものと認められる。さらに、上記3(2)の通り、本第三者割当増資の実施により相当な希薄化が生じることは否定できないが、本第三者割当増資が実施された場合には、支払遅延中の営業債務の支払いを目的としていることから、これが実施された場合には事業の継続可能性が高まり、最終的には既存株主の利益を守ることができるものと期待できる。

また、貴社は、本第三者割当増資の他にも、資産を活用した資金調達を模索しており、貴社持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア ケダ州)の貴社グループ保有株式の売却に向けた他社との間の具体的な協議や、固定資産（三重県・津市の土地・建物）の売却についても候補先を検討している。合理化策も進行中であり、諸経費の削減が当初予定よりも進んだことにより、2021年3月期では前年比で約57%減少（年間約3,300百万円程度）が見込まれている。

さらに、第8回新株予約権（942,000個）を取得及び消却するなど、貴社には、さらなる希薄化発生防止の問題意識も認められる。

このように、本第三者割当増資の他に上記のような営業債務解消・希薄化防止のための諸施策が検討されていることや、今後、下記4.も併せ考えると、本第三者割当増資が大規模な希薄化が生じさせ既存株主への影響が相当なものになるとしても、既存株主の利益を達成するための施策の一環との評価もすることができよう。当職らは、結論として本第三者割当増資の発行条件の相当性を認めることができると考える。

4. 今後の経営体制及び方針

当職らがレビューした各資料及び当職らの質問に対する貴社の担当者からの回答によれば、上記のような資金調達活動の他に、貴社では現在以下のような経営体制及び方針の転換が議論されている。

(1) ホーム AV 事業の中核事業化（外部への売却方針の撤回）

貴社では、営業債務の支払い遅延を解消し、従来から強みのあったビジネスに注力することができれば、ホーム AV 事業における利益を確保できる体制が整いつつあり、また、米国市場における新たな販売代理店となる VOXX グループとの関係強化により、売上拡大が見込まれる。そこで、今後は、ホーム AV 事業の外部への譲渡の検討を取りやめ、貴社グループの中核事業と位置づけ業績回復の柱とする方針である。

(2) OEM事業、その他事業の資本提携の検討

貴社は、OEM事業を今後の成長が期待できる事業として、グループの成長戦略の柱と位置付けていた。また、その他の事業も、従来の顧客層以外への貴社ブランドの浸透・認知に貢献していた。しかし、これらの事業は、貴社グループ外との協業、協力が不可欠であることから、これらの事業の分社化・外部資本の調達など将来的な資本提携の可能性について第三者との協議・交渉を促進する。

(3) ホーム AV 事業を中心としたグループ再編

貴社は、ホーム AV 事業を核とした積極的な事業・業績の立て直しを主目的に、グループ再編の実施を公表した。かかるグループ再編の実施により、資本提携の協議・交渉の場が整い意思決定の迅速化・事業戦略の推進が期待できる。

5. その他（割当予定先に関する事項）

貴社は、本第三者割当増資の割当予定先として EVO FUND を選定することであるが、選定理由（EVO FUND の提案が貴社のニーズに最も合致するものであったこと、EVO FUND は同種のファイナンスにおいて実績を有しており、貴社との取引実績もあること）についての貴社による説明には、特に不自然な点は見当たらない。また、EVO FUND の資金力及び反社会的勢力との接点等について特段の懸念は見当たらない。

6. 結論

上記の通り、本第三者割当増資には必要性・相当性が認められると考える。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本プログラムに基づく発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 提出会社の最近3年間の業績（連結）

決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結売上高	51,533百万円	43,836百万円	21,808百万円
連結営業利益	△1,023百万円	△1,052百万円	△5,346百万円
連結経常利益	△1,947百万円	△1,676百万円	△5,668百万円
親会社に帰属する当期純利益	△3,426百万円	34百万円	△9,880百万円
1株当たり連結当期純利益	△35.95円	0.32円	△293.20円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	21.43円	19.77円	△62.56円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年7月21日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	96,768,294株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	10,000,000株	10.33%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	10,000,000株	10.33%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－	－

(注) 上記表中の発行済株式数は、2020年7月21日現在の株主名簿を基準として、2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮した数値を記載しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	129円	106円	49円 (245円)
高 値	324円	174円	91円 (455円)
安 値	101円	9円	9円 (45円)
終 値	110円	10円	10円 (50円)

(注) 1. 各株価は、取引所におけるものであります。

2. 2020年3月期の括弧書きの株価は、2020年7月22日に効力発生した株式併合を想定した株価（株価に5を乗じた価格）であります。

② 最近6ヶ月間の状況

	2020年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	22円 (110円)	14円 (70円)	10円 (50円)	11円 (55円)	15円 (75円)	12円 (60円)
高 値	23円 (115円)	17円 (85円)	12円 (60円)	23円 (115円)	15円 (75円)	13円 (65円)
安 値	14円 (70円)	9円 (45円)	8円 (40円)	10円 (50円)	10円 (50円)	8円 (40円)
終 値	14円 (70円)	10円 (50円)	11円 (55円)	14円 (70円)	14円 (70円)	10.8円 (54円)

(注) 1. 各株価は、取引所におけるものであります。

2. 2020年7月の株価については、2020年7月30日現在で表示しております。

3. 括弧書きの株価は、2020年7月22日に効力発生した株式併合を想定した株価（株価に5を乗じた価格）であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年7月30日
始 値	51円
高 値	58円
安 値	50円
終 値	54円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

割 当 日	2017年8月17日
発行新株予約権数	10,000,000個
発 行 価 額	2,336,000円
発行時における 調達予定資金の額	2,766,336,000円（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	86,613,695株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：10,000,000株
現時点における 行 使 状 況	2017年9月12日にて10,000,000個全ての新株予約権が行使済みです。
現時点における 潜 在 株 式 数	2017年9月12日に全て行使済みのため、潜在株式はありません。
現時点における 調達した資金の額	1,958,806,000円
発行時における 当初の資金使途	① 第1回無担保社債（私募債）償還金、② AI対応製品の研究開発費用、 ③ 運転資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	2017年8月から2018年8月まで
現時点における	第1回無担保社債（私募債）償還金、AI対応製品の研究開発費用の順で充

充 当 状 況	当しており、2018年8月までに全額充当済みです。なお、当初予定していた調達額を下回っているため、運転資金については手元資金から充当いたしました。
---------	---

・第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	2017年10月27日
調 達 資 金 の 額	2,000,000,000円
転 換 価 額	当初転換価額247円 2018年8月3日付で転換価額を108円に修正しております。
募集時における発行済株式数	104,550,195株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	当初潜在株式数：8,097,160株 2018年8月3日付で転換価額を修正したことにより、19,417,440株の潜在株式があります。
現時点における転換状況（行使状況）	2019年3月15日までに新株予約権の行使はありません。
現時点における潜在株式数	2019年3月15日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	① AI対応技術及び製品の開発費用、②有利子負債の削減
発行時における支出予定時期	2017年11月から2022年10月まで
現時点における充当状況	2019年3月15日付で当社が取得、消却したため資金使途に充当しておりません。

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割 当 日	2017年10月27日
発行新株予約権数	6,666,666個
発 行 価 額	3,333,333円
発行時における調達予定資金の額	2,003,333,133円
募集時における発行済株式数	104,550,195株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：6,666,666株
現時点における行使状況	2018年8月3日までに新株予約権の行使はありません。
現時点における潜在株式数	2018年8月3日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
現時点における調達した資金の額	0円
発行時における当初の資金使途	① AI対応技術及び製品の開発費用、②有利子負債の削減
発行時における支出予定時期	2017年11月から2022年10月まで

現時点における 充 当 状 況	2018年8月3日付で当社が取得、消却したため資金使途に充当しておりませ ん。
--------------------	--

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	2018年9月19日
資 金 調 達 の 額	630,000,000円
発 行 価 額	90円
発 行 新 株 式 数	7,000,000株
割 当 先	DTS, Inc.
募集後における 発 行 株 式 数	111,550,195株
発行時における 当初の資金使途	AIソリューション向け IoT 対応信号処理回路基板・モジュール化等の共同開 発
発行時における 支 出 予 定 時 期	2018年9月から2020年8月まで
現時点における 充 当 状 況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年8月までに全額充 当する予定です。

・第三者割当による第5回新株予約権の発行

割 当 日	2019年3月18日
発行新株予約権数	29,449,800個
発 行 価 額	5,006,466円
発行時における 調達予定資金の額	1,472,490,000円
募集時における 発 行 済 株 式 数	29,449,800株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜 在 株 式 数	潜在株式数：29,449,800株
現時点における 行 使 状 況	2020年1月6日付で行使が完了しております。
現時点における 潜 在 株 式 数	2020年1月6日付で行使が完了したため、潜在株式数はありません。
現時点における 調達した資金の額	1,037,997,600円
発行時における 当初の資金使途	① 新規AI関連製品量産化に係る準備諸費用、②新規AI関連製品に係る 運転資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	2019年3月から2020年9月まで
現時点における 充 当 状 況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年9月までに全額 充当する予定です。

・第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	2019年3月18日
発行新株予約権数	9,000,000個
発 行 価 額	3,600,000円
発行時における 調達予定資金の額	450,000,000円

募集時における発行済株式数	9,000,000株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：9,000,000株
現時点における行使状況	2019年8月22日付で行使完了しております。
現時点における潜在株式数	2019年8月22日付で行使が完了したため、潜在株式はありません。
現時点における調達した資金の額	414,000,000円
発行時における当初の資金使途	新規A I 関連製品に係る運転資金
発行時における支出予定時期	2019年3月から2020年9月まで
現時点における充当状況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年9月までに全額充当する予定です。

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	2019年9月6日
発行新株予約権数	416,667個
発行価額	22,083,351円
発行時における調達予定資金の額	2,522,085,351円
募集時における発行済株式数	145,549,995株
割 当 先	株式会社S B I証券
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：41,666,700株
現時点における行使状況	2019年12月27日までに399,700個を行使済みです。
現時点における潜在株式数	2020年1月16日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
現時点における調達した資金の額	1,344,660,000円
発行時における当初の資金使途	借入金の返済、②営業債務の支払
発行時における支出予定時期	2019年9月から2019年12月まで
現時点における充当状況	当初の資金使途どおり充当した後に、2020年1月16日付で残り16,967個を取得、消却済でございます。

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	第1回発行：2020年3月6日 第2回発行：2020年3月25日 第3回発行：2020年4月13日
資金調達の額	第1回発行：342,000,000円 第2回発行：234,000,000円

	第3回発行：180,000,000円
発行価額	第1回発行：17.1円 第2回発行：11.7円 第3回発行：9円
発行新株式数	60,000,000株 (各発行20,000,000株ずつ)
割当先	EVO FUND
募集後における発行株式数	第1回発行後：254,331,671株 第2回発行後：274,331,671株 第3回発行後：294,331,671株
発行時における当初の資金用途	① 遅延している営業債務の支払い、②通常の営業債務の支払い、③借入金の弁済
発行時における支出予定時期	2020年3月から2020年4月まで
現時点における充当状況	遅延している営業債務の支払いに全額充当しております。

・第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	2020年1月17日
調達資金の額	500,000,000円
転換価額	当初転換価額28円 1) 本新株予約権付社債の転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)が、当該効力発生日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、上記90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が15.5円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回る場合となる場合には、転換価額は下限転換価額とします
募集時における発行済株式数	189,978,395株
割当先	EVO FUND
当該募集による潜在株式数	当初潜在株式数：17,857,120株 (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額(下記「(6) 転換価額及び転換価額の修正条件」で定義します。)で転換された場合における最大交付株式数は、32,258,040株(新株予約権1個につき806,4513株)です。
現時点における転換状況(行使状況)	26,353,276株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金用途	遅延している営業債務の支払い

発行時における 支出予定時期	2020年1月
現時点における 充 当 状 況	遅延している営業債務の支払いに全額充当しております。

・第三者割当による第8回新株予約権の発行

割 当 日	2020年1月17日
発行新株予約権数	1,500,000個
発 行 価 額	総額4,200,000円（新株予約権1個当たり2.8円）。
発行時における 調達予定資金の額	4,204,200,000円
募集時における 発行済株式数	189,978,395株
割 当 先	EVO FUND
当該募集による 潜在株式数	150,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は14.2円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は150,000,000株であります。
現時点における 行 使 状 況	2020年6月2日までに558,000個を行使済みです。
現時点における 潜 在 株 式 数	2019年6月4日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
現時点における 調達した資金の額	926,610,000円
発行時における 当初の資金使途	① 遅延している営業債務の支払い、②通常の営業債務の支払い
発行時における 支出予定時期	2020年3月から2022年1月まで
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途どおり充当した後に、2020年6月4日付で残り942,000個を取得、消却済でございます。

・第三者割当による第9回新株予約権の発行

割 当 日	2020年1月17日
発行新株予約権数	500,000個
発 行 価 額	総額3,250,000円（新株予約権1個当たり6.5円）。
発行時における 調達予定資金の額	1,403,250,000円
募集時における 発行済株式数	189,978,395株
割 当 先	EVO FUND
当該募集による 潜在株式数	10,000,000株（新株予約権1個につき20株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は69円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株であります。
現時点における 行 使 状 況	2020年7月31日までに行使はございません。
現時点における 潜 在 株 式 数	潜在株式数：10,000,000株（2020年7月22日時点） 2020年7月22日を効力発生日として当社の普通株式5株を1株に併合する株

	式併合を実施しており、上記潜在株式数は、当該株式併合の結果を考慮した値です。
現時点における調達した資金の額	0円
発行時における当初の資金使途	通常の営業債務の支払い
発行時における支出予定時期	2020年8月から2023年1月まで
現時点における充当状況	現時点において、行使がされていないため充当しておりません。

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	2020年6月5日										
資金調達の額	1,562,610,940円 全額現物出資（DES）の方法によります。										
発行価額	1株につき10.3円										
募集時における発行済株式総数	332,131,671株										
発行新株式数	151,709,800株										
割当先	<table> <tr> <td>EVO FUND</td> <td>48,543,600株</td> </tr> <tr> <td>オーエス・ホールディング株式会社</td> <td>35,048,500株</td> </tr> <tr> <td>冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)</td> <td>44,474,900株</td> </tr> <tr> <td>Ampacs Corporation</td> <td>18,403,500株</td> </tr> <tr> <td>英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd)</td> <td>5,239,300株</td> </tr> </table>	EVO FUND	48,543,600株	オーエス・ホールディング株式会社	35,048,500株	冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)	44,474,900株	Ampacs Corporation	18,403,500株	英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd)	5,239,300株
EVO FUND	48,543,600株										
オーエス・ホールディング株式会社	35,048,500株										
冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)	44,474,900株										
Ampacs Corporation	18,403,500株										
英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd)	5,239,300株										
募集後における発行済株式総数	483,841,471株										
発行時における当初の資金使途	現物出資（DES）のため該当事項はございません。										
発行時における支出予定時期	現物出資（DES）のため該当事項はございません。										
現時点における充当状況	現物出資（DES）のため該当事項はございません。										

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主の異動見込み

(1) 異動が生じる経緯

本第三者割当増資により、EVO FUND は新たに当社の主要株主である筆頭株主になる予定です。

(2) 異動が生じる株主の概要

新たに主要株主である筆頭株主となる株主の概要

① 名 称	EVO FUND
② 本店所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
④ 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 37.6 百万米ドル
⑤ 組 成 目 的	投資目的

(3) 当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2020年7月21日現在)	768,255 個 (7,682 株)	0.80%	—
異動後	12,268,255 個 (122,682 株)	11.44%	第1位

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、2020年7月21日現在の当社株主名簿をもとに、当社において2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮した総議決権数 957,402 個を基準として算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。異動後の議決権の数（所有株式数）及び異動後の持株比率の算出は、本新株式の発行のうち第1回割当による議決権の数（所有株式数）及び発行済株式数の増加を考慮してなされています。なお、2020年7月31日現在、EVO FUND は、第9回新株予約権 500,000 個（潜在株式数 10,000,000 株）を保有しておりますが、上表において当該潜在株式数は考慮しておりません。EVO FUND の異動前の議決権の数及び所有株式数は、2020年7月21日現在の当社株主名簿におけるBNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTYの議決権の数及び所有株式数に基づき、当社において2020年7月22日に効力が生じている当社普通株式の株式併合を考慮した値です。

(4) 異動予定日

2020年8月27日

第1回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法1株につき2020年8月6日、2020年8月7日及び2020年8月11日の各日上の払込金額） おいて東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年8月27日
7. 払込期日 2020年8月27日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第2回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法 1株につき2020年8月27日、2020年8月28日及び2020年8月31日の各日上の払込金額）において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年9月16日
7. 払込期日 2020年9月16日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第3回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法 1株につき2020年9月30日、2020年10月1日及び2020年10月2日の各日上の払込金額）において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年10月20日
7. 払込期日 2020年10月20日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第 4 回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000 株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 1 株につき 2020 年 10 月 20 日、2020 年 10 月 21 日及び 2020 年 10 月 22 日の各日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に 1 株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020 年 11 月 9 日
7. 払込期日 2020 年 11 月 9 日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式を EVO FUND に割り当てる。
9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第5回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 1株につき2020年11月18日、2020年11月19日及び2020年11月20日の各日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年12月9日
7. 払込期日 2020年12月9日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第6回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 1株につき2020年12月9日、2020年12月10日及び2020年12月11日の各日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年12月29日
7. 払込期日 2020年12月29日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第7回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 1株につき2020年12月29日、2020年12月30日及び2021年1月4日の各日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2021年1月20日
7. 払込期日 2021年1月20日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第8回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法 1株につき2021年1月20日、2021年1月21日及び2020年1月22日の各日上の払込金額）において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2021年2月9日
7. 払込期日 2021年2月9日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。